

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四十三番一」を「蒲郡市清田町上大内六十七番四」に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年三月二十三日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があるからである。